

Institute for Economic Studies, Keio University

Keio-IES Discussion Paper Series

日本における所得源による所得格差の寄与度分解

四方 理人、田中 聡一郎

2017年12月27日

DP2017-029

<https://ies.keio.ac.jp/publications/8793/>

Keio University



Institute for Economic Studies, Keio University
2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345, Japan
ies-office@adst.keio.ac.jp
27 December, 2017

日本における所得源による所得格差の寄与度分解

四方 理人、田中 聡一郎

IES Keio DP2017-029

2017年12月27日

JEL Classification: D31, H24, I38

キーワード: 所得格差

【要旨】

本稿では、『全国消費実態調査』の個票データを用い、現役世代について、1994年から2009年における所得源による所得格差の寄与度分解を行う。分析結果として、世帯主およびその配偶者の就労収入は大きく所得格差を拡大させている。しかしながら、その格差拡大は、3世代同居の減少等による他の世帯員の就労収入の減少および現金給付等のその他の収入の寄与により一定程度相殺されている。そして、税・社会保険料負担の変化については、所得課税の変化が格差を拡大させる方向に寄与しているものの、社会保険料負担が重くなることで、格差を縮小させる影響を与えていた。これらの結果として、個人の就労収入による格差の拡大より世帯でみた所得格差の変動は小さいものにとどまっているといえる。

四方 理人

関西学院大学総合政策学部

〒669-1337

兵庫県三田市学園2丁目1番地

shikata@kwansei.ac.jp

田中 聡一郎

関東学院大学経済学部

〒236-8501

神奈川県横浜市金沢区六浦東1-50-1

tanaka13@kanto-gakuin.ac.jp

謝辞：本研究は文部科学省科研費（26380372）による研究成果である。また、本論文の発行に際して、駒村 康平先生よりご推薦頂いた。ここに記して謝意を表したい。

日本における所得源による所得格差の寄与度分解*

四方理人(関西学院大学)
田中聡一郎(関東学院大学)

要旨

本稿では、『全国消費実態調査』の個票データを用い、現役世代について、1994年から2009年における所得源による所得格差の寄与度分解を行う。分析結果として、世帯主およびその配偶者の就労収入は大きく所得格差を拡大させている。しかしながら、その格差拡大は、3世代同居の減少等による他の世帯員の就労収入の減少および現金給付等のその他の収入の寄与により一定程度相殺されている。そして、税・社会保険料負担の変化については、所得課税の変化が格差を拡大させる方向に寄与しているものの、社会保険料負担が重くなることで、格差を縮小させる影響を与えていた。これらの結果として、個人の就労収入による格差の拡大より世帯でみた所得格差の変動は小さいものにとどまっているといえる。

I はじめにー1980～2000年代年の所得格差をめぐる議論ー

本研究の分析課題は、1990年代後半以降の所得格差の変化について、世帯主年齢別に世帯主やその配偶者の就労収入、資産所得、現金給付、税・社会保険料という所得源(Income sources)から考察を行うことである。具体的には、『全国消費実態調査』(総務省統計局)における年間収入の各項目に加え、マイクロシミュレーションの手法により推計を行った税・社会保険料を用いて、所得格差の変化についての寄与度分解を行う。そこでまず、近年の所得格差についての議論を確認し、本研究で明らかにすべき点を述べる。

1980年代以降、多くの研究で日本の所得格差は趨勢的に拡大傾向にあることが示されている。表1は、本稿で用いる1994年から2009年にかけての『全国消費実態調査』による二人以上世帯の所得格差の推移である。ジニ係数と変動係数ともに、1994年から2004年にかけて徐々に所得格差が拡大し、2004年から2009年にかけてやや格差が縮小していることがみてとれる¹。1994年から2009年にかけてはジニ係数でみて3.7%、変動係数でみて5.0%の格差の拡大が生じていた。

* 本研究は、平成27年度科学研究費助成事業基盤研究(C)「所得・消費・資産・主観的データを用いた貧困基準の総合的研究(研究代表者:駒村康平)」の一環として行われた。本稿の分析結果は総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を筆者が独自集計したものである。なお本稿は第73回(2016年度)日本経済政策学会の報告論文を加筆修正したものである。

¹ なお、2004年から2009年にかけての格差の縮小は、単身世帯を除いた二人以上世帯では観察されるが、総世帯では縮小していない。

しかし、近年における所得格差の拡大は、人口の高齢化による「みせかけ」であるといわれている。

日本の所得格差をめぐる議論における代表的研究である大竹(2005)は、1980年代から1990年代において、年齢別の所得格差に大きな変動はなく、一方で格差の大きい中高年層が人口に占める割合が上昇していることから、この間の所得格差の拡大は人口の高齢化によることを明らかにした。ここから、近年の日本における所得格差の拡大は、人口の高齢化により起きたもので、実質的な格差の拡大が起きたのではないとされている²。このことを大竹(2005)は、ある種「みせかけ」の所得不平等化であると指摘した。大竹・小原(2010)は、1984年から2004年にかけても所得格差拡大のほとんどが人口の高齢化によって説明できるとしている。

しかしながら、1990年代後半以降、就労収入の格差は拡大していると指摘されている。太田(2005)は男性若年層における勤労収入の格差拡大の主因が非正規割合の上昇によることを明らかにしている。また、太田(2006)は、厚生労働省『賃金構造基本調査』から2000年前後より男性常用一般労働者において、20歳代だけではなく、30歳代40歳代でも賃金格差の拡大が観察されるとしている。よって、近年どの年齢層においても勤労収入の格差が拡大しているといえる³。

ここで気をつけなければならないことは、賃金データからの個人の勤労収入では格差の拡大が観察されるが、世帯所得では格差拡大は小さい点である。世帯所得は世帯員の収入の合計であるにもかかわらず、個人の収入で格差の拡大が現れる一方で世帯所得の格差拡大が現れていないとすると、世帯所得と個人の収入との関係についての分析が必要となろう。

それだけではない、世帯間の所得を比較するために用いられる可処分所得は、世帯員の賃金だけでなく、資産収入や社会保障給付が加えられ、そこから税や社会保険料が引かれることとなる。したがって、それらの所得源や税、社会保険料が、世帯間の所得格差に与える影響を考察する必要がある。

そこで本稿では、世帯を構成する各個人の就労収入が世帯間の所得格差に与える影響について考察を行う。そして、世帯における所得格差は、可処分所得により把握する必要があり、就労収入以外に資産所得や政府からの現金給付、そして、税・社会保険料負担といったそれぞれの所得源から構成される。そこで、世帯員の就労収入以外の所得源についても所得格差の寄与度分解を行い、何が所得格差の変動に影響を与えているかを明らかにすることを目的とする。

² 同様の見解に、大竹・斉藤(1999)、舟岡(2001)、茂木(1999)などがある。

³ ただし、同じ「賃金構造基本調査」を用いた Kambayashi et al(2008)は、1989年から2003年のフルタイムの一般労働者における賃金格差は男女ともに拡大していないとしている。その理由として、同じグループ内（勤続年数や教育水準等）における格差が拡大したが、教育水準と勤続年数による賃金のリターンがこの間に減少したことにより、男女ともに全体の賃金格差が縮小したとしている。

II 先行研究

1. 所得源による所得格差の寄与度分解についての先行研究

所得格差の寄与度分解は、2種類の方法に大別できる。1つは、全体集団の格差を部分集団の格差と部分集団の構成割合に分解する方法であり、もう1つは、本研究で行う世帯所得の格差を所得源により分解する方法である。前者の方法を用いた近年の研究として、大竹・斉藤(1999)、舟岡(2001)、茂木(1999)、大竹(2005)、小塩(2006)、四方(2013)、山口(2014)などの研究がある。これらの研究では、世帯主年齢、世帯人員数などの世帯属性により所得格差の寄与度分解を行い、所得格差の小さい若年層の構成比が低下し、格差の大きい高齢層の構成割合が上昇したことにより近年の所得格差の拡大が生じていることなどが議論されてきた。

一方、所得源による寄与度分解は、世帯所得の格差を世帯主の収入、他の世帯員の収入、社会保障給付や財産所得などさまざまな所得源により要因分解する方法である。

1970年代、1980年代を対象とした研究として跡田・橘木(1985)、松浦(1993)、橘木・八木(1994)などの研究があり、これらの研究は、各時点の所得格差を所得源による要因分解を行っている。

跡田・橘木(1985)は、1978年と1981年の「所得再分配調査」を用いて、給与所得、事業所得、農業所得、家内労働所得、財産所得、雑収入、税・社会保険料負担、社会保障給付の8区分の所得源による所得格差の寄与度分解を行っている。給与所得や財産所得が所得格差に寄与しており、また、税制が社会保障制度より所得再分配効果が大きいことが示される。

松浦(1993)は、1986年から1989年の「家計調査」を用い、勤労者世帯を対象としたジニ係数とタイル尺度の寄与度分解を行っている。その結果、世帯主の定期収入以外に、定期外収入と同居世帯員の収入が世帯の所得格差に影響を与えていることを明らかにしている。特に、妻を中心とした同居世帯員の収入が、見かけ上のシェアの低さ以上に所得格差に影響している。

橘木・八木(1994)は、1966年から1991年の勤労者世帯の『家計調査』を用いて、各年のジニ係数に対して、世帯主収入の貢献度が低下し、妻の収入の貢献度が高まっていることを明らかにしている。

そして、1990年代以降の所得格差についての分析の多くは、夫婦の所得を対象とした研究であった。そこでは、主に妻の就業の増加や夫と妻の収入の組み合わせの変化により、所得格差が拡大しているのではないかという仮説のもとに分析が行われている⁴。「消費生活に関するパネル調査所得」(家計経済研究所)を用いた小原(2001)や森(2002)は、所得の高い夫をもつ妻が就業を抑制する関係は弱まっており、夫婦ともに所得の高い家計が増加するこ

⁴ 本研究は現役世代を対象としているが、夫婦の所得ではなく、高齢者を対象にした所得源による所得格差の寄与度分解を行った研究として、小島(2001)、山田(2002)、Yamada(2007)、田中・四方・駒村(2013)、四方・田中(2014)がある。

とで所得格差が拡大しているとし、同じく同調査のより近年のデータを用いて分析した浜田(2007)は、夫と妻の所得の両方が所得格差の拡大に寄与しているとしている。

ただし、これらの研究には同一世帯を追跡したパネルデータを用いたもので、所得格差の拡大というマクロの現象を説明するには問題が残る。前述したように年齢が上がるにつれ所得格差が拡大するため、年齢階層別の分析が必要となるが、パネルデータの場合年齢別に分けた場合にサンプルサイズが小さくなる問題や年を経るごとにサンプル数が落ちるパネルデータの特性から、分析結果に留保が必要であろう⁵。

一方で、「所得再分配調査」を用いた Abe and Ohishi (2007)は、年齢によるライフサイクルを通して妻の収入は世帯収入を平等化しており、コホートが若くなるにつれその関係に変化が生じていることはない、としている。また、安部・大石(2006)は、1987年と2002年の比較において高所得層における妻の所得シェアの割合の増加が観察されないため、森(2002)や小原(2001)の議論とは異なり、夫と妻の両方が高所得である「高所得夫婦」は増加していないのではないかと指摘している。

そして、「全国消費実態調査」の公表データを用いた四方(2009)は、世帯主年齢別にみた世帯所得の格差の変化分に対して、世帯主収入や配偶者収入などの要因に寄与度分解を行った。その結果、30歳代と40歳代では、世帯主収入での格差拡大が配偶者収入とその他世帯員の収入により相殺されるため世帯所得でみた格差拡大が観察されないとしている。

このように1970年代や1980年代を対象とした研究では、夫婦の所得以外にも資産収入や税社会保険料まで考慮した各所得源が所得格差に与える影響についての分析がおこなわれている。そして、所得格差の拡大がいわれるようになった1990年代以降を対象とした先行研究では、夫婦それぞれの所得が所得格差に与える影響について多くの研究が行われてきた。しかしながら、妻の所得が所得格差に与える影響についての見解は分かれている。また1970年代や1980年代を対象とした分析で議論された、公的給付や税や社会保険料の影響については、1990年代以降所得源による所得格差の寄与度分解を行った研究ではほとんど触れられていない。そこで、次に、税や社会保険等の再分配効果を測定した先行研究についてまとめる。

2. 税、社会保険料等再分配効果についての先行研究

税・社会保険料の再分配効果の研究は、本研究が対象とする所得格差の寄与度分解ではないが、分析結果の解釈上重なる部分が多いため、ここで代表的研究の紹介を行う。税・社会保険料の再分配効果の研究は、再分配前後の格差指標の推計、所得階層別の税負担・社会保険料負担の推計という2種類の方法に大別できる。

再分配前後の格差指標の推計に関する近年の研究には、小塩(2006)、小塩・浦川(2008)、北村・宮崎(2013)、Miyazaki and Kitamura(2016)などがある。

⁵ 小原(2001)は同論文内で、分析対象が若い家計に限定されているので、日本全体の不平等に関する他の研究結果と直接比較されない、としている。

小塩（2006）は『所得再分配調査』（1984、1993、2002年）を用いて、MLD でみた再分配政策の効果の要因分解を行い、格差縮小効果の多くは年齢階層間で生じており、年齢階層内での効果は限定的であると評価している。小塩・浦川（2008）は『国民生活基礎調査』（1997、2003年）を用いて、SCV でみた再分配政策の格差縮小効果の要因分解を行い、年齢階層間所得移転は若年層・中年層では格差拡大させているが、高齢層では年齢階層内再分配以上に格差縮小させていることなどを示している。また当初所得と可処分所得を用いて貧困指標を推計し、年齢層別の貧困削減効果を検証している。北村・宮崎（2013）は『全国消費実態調査』（1984－2009年）を用いて税制の再分配効果を検証し、1995年、1999年の所得税の累進性の緩和や定率減税などにより所得再分配効果が低下していること示している。上村・足立（2015）は『全国消費実態調査』（2004、匿名データ）を用いてライフサイクルモデルを構築して、再分配効果の検討を行っている。そのライフサイクルモデルによれば、所得課税は格差縮小に寄与するが、社会保険料は格差拡大に寄与してしまうという結果であった。Miyazaki and Kitamura(2016)は『全国消費実態調査』（1984-2009）を用いて、1984年から2009年の間では税制の再分配効果の変化は減少していることを示し、またその再分配効果を税率、課税ベース、資産課税の効果に分解するなどの実証研究を行っている。

税や社会保険料負担の近年の研究については、田近・八塩（2006）、田近・八塩（2008）、八塩・長谷川（2009）、白石（2010a）、白石（2010b）、高山（2010）、土居（2016）、土居（2017）、田中・四方・駒村（2010）、大野・中澤・松田他（2015）、川出（2016）などがある。これらの研究では現行の税制・社会保険料の評価だけでなく、マイクロシミュレーションを用いて、新しい税制・社会保障制度（例えば、給付付き税額控除等）を導入した場合の影響について検討する研究が多い⁶。そのため、近年の所得格差の拡大傾向に対して、所得税や社会保険料がどのような再分配効果を有してきたかという検証ではなく、今後の再分配政策のあり方を検討する研究といえる。

III 使用データと分析手法

1 使用データと所得源の定義

本研究では、1994年から2009年までの『全国消費実態調査』（総務省統計局）の公表データを用いて、世帯所得の格差の変化を世帯主収入と配偶者収入だけでなく、その他の世帯員の収入や資産所得、現金給付、税・社会保険料といった可処分所得を構成する所得源を用いて、所得格差の寄与度分解を行う。また特に、世帯所得における世帯員の就労収入の影響を観察するため、二人以上の現役世代（世帯主年齢が59歳未満）の世帯に関する所得格差

⁶ 所得税の控除の変更に関するマイクロシミュレーションには、田近・八塩（2006）、田近・八塩（2008）、土居（2016）、土居（2017）、川出（2016）などがある。新たな所得保障として給付付き税額控除や子ども手当の導入効果を推計したものとして、白石（2010a）、高山（2010）、土居（2010）などがある。家計の税負担や社会保険料負担等の推計については、八塩・長谷川（2009）、白石（2010b）、田中・四方・駒村（2013）、大野・中澤・松田他（2015）などがある。

の分析を行う。

本稿の使用データは、1994年、1999年、2004年、2009年の「全国消費実態調査」の個票データである。同調査では、「年収・貯蓄等調査票」から年間収入が把握することができ、「家計簿票」では月収が把握することができる。しかしながら、「家計簿票」には、税や社会保険料の記載があるが、自営業の収入は月単位で把握することが難しいため、農業や自営業を営む世帯の月収は把握できない。自営業や農業人口は減少しているものの、現在でも一定程度存在しており、「家計簿票」では日本全体での所得格差の動向をみるには限界がある。一方、「年収・貯蓄等調査票」では税や社会保険料の記載が求められておらず、可処分所得を把握することができない。

そこで、本稿では「年収・貯蓄等調査票」の世帯年収を用いるが、可処分所得の算出のため田中・四方(2012)による税・社会保険料モデルによるマイクロシミュレーションを行った。この税・社会保険料モデルには、所得税、住民税、各種社会保険料(国民年金・厚生年金、国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療制度、雇用保険、介護保険)をすべて個別に推計している。さらに社会保険料の減免制度についても反映した。なお国民年金の申請免除制度については、利用可能な所得水準にある対象者は、すべて免除申請を行い、社会保険料の軽減を受けているものと仮定する。また、自営収入においてもすべての所得が捕捉されているものとしている⁷。

そして、以下が本研究で用いる所得源の定義である。

- ① 世帯主の就労収入
- ② 世帯主の配偶者の就労収入
- ③ 他の世帯員の就労収入
- ④ 資産収入(利子所得、家賃収入、私的年金)
- ⑤ 現金給付・その他(公的年金、児童手当あて、定額給付金、仕送り、その他)
- ⑥ 所得課税(所得税、住民税)
- ⑦ 社会保険料(公的年金保険料、公的医療保険料、雇用保険料、介護保険料)

ここで、「就労収入」には勤め先からの年間収入(賞与、各種手当を含む)と自営業等による事業収入(経費などを差し引いた純益)、内職による収入が含まれている。また、他の世帯員とは、世帯主とその配偶者以外の生計をとる同居家族を指す。次に、「資産収入」には、企業年金、個人年金、利子、配当金、家賃、地代が含まれる。「現金給付・その他」については、公的年金・恩給、児童手当、定額給付金等の政府からの給付金だけではなく、仕送りやその他上記に分類できない収入が含まれている⁸。そして、税、社会保険料に

⁷ 所得の捕捉について実際の税収と照らし合わせた場合、推計された各年の税収は、所得税の決算値の約80%、住民税の決算値の約90%と過少推計となっている。この差の多くは、利子・配当金の記載が過少となっていることによる。決算値から利子所得・配当所得・譲渡所得による税収分を差し引いた場合、所得税・住民税の差は数%程度となり、現実に近い推計となっている(田中・四方 2012)。

⁸ 公的年金以外の児童手当や失業給付および生活保護給付等の社会保障給付は、「年収・貯

については、マイクロシミュレーションの手法により、各個人の税と社会保険料を推計したものの世帯における合計額で、負の値をとる。結果として、①から⑦を合計すると世帯の可処分所得となる。

次に、各世帯で人員数が異なるため、世帯間の所得を直接比較することには問題があり、世帯規模を調整する必要がある。この世帯規模を調整するために、等価尺度が用いられるが、等価尺度として世帯人員数の平方根で除する方法が他の先行研究や OECD の報告書などで広く採用されてきた。本研究でも、各所得について、この世帯人員数の平方根で割った「等価所得」を用いる。

なお、データのクリーニングとして、本稿では①年間収入が不詳の世帯、②18歳未満の単身世帯、③「家計を主に支える人」が世帯員以外の家族である世帯、④単身赴任、出稼ぎの単身世帯、⑤就労収入が1億を超える個人がいる世帯を除いた。最後の就労収入が1億を超える世帯については、分析で用いた世帯主年齢が59歳以下の世帯では1994年に2世帯、1999年に2世帯、2004年と2009年では0世帯が除かれることになる。以下の寄与度分解では比較的高所得層の値に敏感な指標である変動係数を用いている、外れ値と考えられるサンプルを除く必要がある。どの金額で外れ値と考えるかについては議論の余地があるが、例えば1994年の29歳以下においては、世帯主の就労収入が1億を超える世帯がある。その年齢層における2番目に大きい世帯主収入は1千万円台であり、1億を超える世帯は明らかに外れ値と考えられるだろう。やや恣意的になるが、資産所得などと比べ標準偏差の小さい就労収入についてのみ、1億を超える金額の世帯を除いた。

2. 分析手法

本稿では、分析手法として、Shorrocks(1982)、Jenkins(1995)による変動係数の寄与度分解を行う。この手法は、各所得源における格差指標の合計が、所得全体での格差を示したため、解釈が容易である。

ここで、 i 番目の個人の各所得源を y_{if} とし、可処分所得を y_i と定義する。

$$y_i = \sum_f y_{if}$$

すなわち、各所得源 y_{if} の合計が可処分所得となる。

ここで、 σ を y_i の標準偏差、 μ を y_i の平均とすると、変動係数 CV は以下となる。

$$CV = \sigma / \mu$$

そして、Shorrocks(1982)は、各所得源を合計した可処分所得の格差に対して、各所得源の「寄与率」を「分解ルール」として一般化した。第 f 要素の所得の「寄与率」は、

$$s_f = \rho_f \frac{\sigma_f}{\sigma}$$

蓄等調査票」に明示された項目はなく、「その他の年間収入」に含まれていると考えられる。

と定義される。第 f 要素の標準偏差を σ_f 、総所得との相関係数を ρ_f としている。そして、この寄与率の合計は 1 となる。

$$\sum_f s_f = 1$$

この寄与率は変動係数により書き換えることができる。すなわち、第 f 要素の変動係数を CV_f 、平均を μ_f すると以下となる。

$$s_f = \rho_f \frac{\sigma_f}{\sigma} = \rho_f \frac{\mu_f}{\mu} \frac{CV_f}{CV}$$

ここで、変動係数に対する各所得源の寄与度を $S_f (CV = \sum_f s_f)$ とすると、寄与率は以下に定義できる。

$$s_f \equiv S_f / CV$$

そして、 λ_f を第 f 要素が総所得に占めるシェア ($\lambda_f = \mu_f / \mu$) とすると、寄与度は以下に書き換えることができる。

$$S_f = s_f CV = \rho_f \lambda_f CV_f$$

したがって、各所得源の寄与度は、総所得に対する各所得源の相関係数とシェア、および各要素の変動係数の積となる。ここで、変動係数の変化分を

$$\Delta CV \equiv CV(t+1) - CV(t) = \sum_f \Delta S_f$$

とおくことができる。そして、変動係数に対する各要素所得の寄与度を

$$\% \Delta CV \equiv 100 \Delta CV / CV(t) = 100 \sum_f \Delta S_f / CV(t)$$

と表記することで、格差指標に対する寄与度の解釈が容易となる。

IV 分析結果

まず、ジニ係数と変動係数別に 1994 年から 2009 年にかけての変化率でみたものが図 1 である。世帯主年齢が 40 歳代以下の場合に変動係数(CV)の変化率がジニ係数の変化率より低くなっているが、20 歳代より 30 歳代や 40 歳代で変化率が高くなっている傾向は同じである。60 歳代では、ジニ係数では変化率が負の値をとる一方、変動係数が正の値をとるとい違いはあるものの、50 歳代、70 歳代、80 歳代では変化率の水準が近いことがみてとれる。変動係数は、ジニ係数と同様の所得格差の変化をとらえているといえるだろう。

表2は、現役世代である世帯主年齢が59歳以下における各所得源のシェアの変化についてみたものである。世帯主とその配偶者の就労収入のシェアが上昇し、その他の世帯員の就労所得のシェアが減少している。これは、三世同居が減少するなど家族規模が縮小することで、就労する同居世帯員数が減少したことによる。そして、資産収入、および、公的年金や児童手当等が含まれる「現金給付・仕送り他」のシェアの変化は小さい。所得課税については、1994年から1999年にかけて割合が絶対値でみて低下し、2004年から2009年にかけて再び上昇している。一方で、社会保険料については、社会保険料率の引き上げや介護保険の導入など絶対値でみて大きくなっており、社会保険料の負担が重くなったことがみてとれる。

表3は同じく世帯主年齢59歳以下の現役世代における所得源による変動係数の寄与度分解を行ったものである。上段の「変動係数」の列は、等価可処分所得の変動係数を示すと同時に、各所得源の寄与度の合計となる。変動係数は、1994年から2009年にかけて0.491から0.505に上昇している。

パーセント表示の下段は変動係数の変化率と寄与度の%ポイントを示している。最も下の行となる「94-09」では変動係数が2.9%と表記されており、これは1994年から2009年にかけて変動係数が2.9%上昇したことを示している。そして、世帯主の就労収入による寄与が5.6%ポイント、その配偶者による寄与が8.5%ポイント、他の世帯員によるものが-5.1%ポイントになっている。その就労収入の寄与に、資産収入、その他現金給付、所得課税、社会保険料の寄与を合計すると全体での変動である2.9%と一致する。このように、%ポイントを用いると解釈が容易である。

まず、表3の上段の寄与度については、どの年においても世帯主の就労収入の寄与度が最も大きく、その次が配偶者の就労収入となっている。所得課税と社会保険料は、マイナスの寄与度であり、各時点においては、所得課税は大きく所得格差を縮小する方向に寄与している。一方、社会保険料は、所得課税より絶対値でみた寄与度は小さいものの、近年になるほど格差縮小への寄与が強くなっている。

所得格差の変化については、下段の%ポイント表記がわかりやすい。1994年から1999年にかけては、世帯主の就労収入が-4.1%ポイントと格差を縮小させる方向に寄与する一方、配偶者の就労収入が3.6%ポイントと格差を拡大させている。そして、所得課税が5.4%ポイントと大きく格差を拡大させている。これは、1999年の最高税率の引下げや定率減税の導入により再分配効果が減じられたためであると考えられる⁹。次に、99年から04年にかけては、資産収入の変化が最も格差拡大に寄与しているが、現金給付その他や所得課税、社会保険料が格差を縮小する方向に寄与している。そして、2004年から2009年にかけては、世帯主と配偶者の就労収入が格差拡大の方向に大きく寄与しているものの、その他の所得

⁹ 全国消費実態調査の年収データは前年の年収を記入することになっているが、税モデルでは調査年の税制を反映している（したがって1999年のデータは定率減税の影響を受けている）。

源が格差を縮小させる方向に寄与しているため、全体としての格差の変化はわずかなものとなっている。

結果として、1994年から2009年にかけて世帯主とその配偶者の就労収入が合計で15%ポイント近く格差を拡大させるが、その他世帯員の就労収入が-5.1%ポイント、現金給付仕送り等が-3.9%ポイントと格差拡大を一定程度相殺している。また、各年において所得格差を縮小させていた所得課税は、最高税率の引下げ、ブラケット数の減少、定率減税の導入などにより累進性が低下したため、1994年から2009年にかけては格差を拡大させる方向に寄与する一方で、社会保険料負担の上昇は格差を縮小させる方向に寄与している。

このように、各時点においては、累進課税となる所得課税の格差縮小への影響が強いが、この間の税・社会保険料負担の変化については、社会保険が所得格差を縮小させる方向に影響していた。

次に、世帯主年齢を29歳以下、30-39歳、40-49歳、50-59歳に区分し、1994年から2009年にかけての変動係数の変化率についての寄与度分解を行ったものが表4となる。まず、29歳以下では、世帯主および配偶者の就労収入が大きく変動係数を拡大させる方向に寄与している。しかしながら、資産収入が大きく格差を縮小する方向に寄与したため、全体としての格差の拡大は小さいものとなっている。ただし、資産収入については、家計調査である「全国消費実態調査」において十分に捕捉されているとは言いがたい。

30-39歳と40-49歳は共に世帯主と配偶者の就労収入が格差を拡大させているものの、他の世帯員の就労収入、現金給付その他、社会保険料が格差を縮小させる方向に寄与している。50-59歳も同様の傾向であるが、世帯主の就労収入の変化の寄与が小さく、配偶者の就労収入の変化の寄与が大きい。

世帯主年齢が若いほど、世帯主とその配偶者の就労収入の変化が所得格差をより拡大させる方向に寄与している。労働市場の変化が世帯所得の格差に与える影響は、より若い世代ほど大きかったといえる。一方で、他の世帯員の就労収入への寄与については、比較的年齢が高いほど、格差縮小の方向に寄与していた。これは、40代や50代における子どもとの同居の変化および自営業の縮小による家族従業の変化などの影響が考えられるだろう。

資産収入、現金給付、仕送り等の所得源の変化については、ほとんどの年齢層で所得格差を縮小させるように寄与している。特に、30-39歳、40-49歳において現金給付、仕送り等による格差縮小への寄与が大きくなっている。この点については、児童手当、子ども手当の増額等の子育て世帯を中心に給付が増えていることが理由として考えられる。一方で、50-59歳について、現金給付、仕送り等の寄与は小さい。高齢者との同居が減少しているため、公的年金等については、現役世代の所得格差への影響は減じていることが理由であると考えられるだろう。

最後に、所得課税と社会保険料については、いずれの年齢でも所得課税の変化は、所得格差を拡大させる方向に寄与する一方、社会保険料の変化については、所得格差を縮小する方向に寄与していた。すなわち1994年から2009年にかけて、所得課税の再分配効果の低下

と社会保険料の再分配効果の上昇はどの世帯主年齢階級でも生じている。

V おわりに

本稿では、現役世代を対象とし、1994年から2009年までの所得格差の変動について、所得源による寄与度分解を行った。格差指標として変動係数を用いたが、各年齢層において、この間、2%から5%程度所得格差が拡大していた。所得格差を拡大させる所得源として、世帯主とその配偶者の就労収入が所得格差を拡大させており、1994年から2009年にかけて、世帯主の就労収入が5.6%ポイント、配偶者の就労収入が8.5%ポイント、変動係数の上昇に寄与していた。先行研究においては、妻の所得が世帯の所得格差へ与える影響についての見解が分かれていたが、この間においては妻の就労収入は世帯の所得格差を拡大させる影響があった。

その一方、その他の世帯員の就労収入については、所得シェアが縮小すると同時に格差を縮小させる方向に寄与することで、世帯主と配偶者の就労収入による格差拡大を一定程度相殺していた。これは、3世代同居等の減少により、世帯主夫婦以外の就労世帯人員数が低下したことが理由と考えられる。また、資産収入については、各年の寄与度に変動はあるものの、1994年から2009年にかけての寄与は0.1%ポイントとほとんど影響を与えなかった。

そして、公的年金や児童手当、定額給付金などが含まれる現金給付・仕送り他については、3世代同居の減少等により公的年金が世帯所得に加わる割合が低下や児童手当の増額や定額給付金といった現金給付の増加等が考えられるが、1994年から2009年にかけてのシェアの変動は小さかった。しかし、それらの給付等の変化は、1994年から2009年にかけて-3.9%ポイント格差の縮小に寄与していた。また、年齢別にみると、それら給付等が格差を縮小させる影響は、30-39歳と40-49歳という子育てを主に行う年齢層で大きいものであった。この間の児童手当等の現金給付の支給額の拡大が、所得格差を縮小させていたと考えられる。

最後に、所得課税と社会保険料については、各年においては所得課税が世帯間の所得格差を大きく縮小させていたが、1994年から2009年にかけての最高税率の引下げや定率減税の導入等の所得課税の変化は格差を拡大させる方向に寄与していた。一方で、社会保険料の負担が近年重くなってきており、その結果、所得格差を縮小する方向に影響することとなった。

以上の分析結果から、冒頭で述べた個人の勤労収入でみた格差が拡大していると指摘されているにもかかわらず、世帯でみた所得格差拡大が小さい理由は明らかであろう。すなわち、世帯主とその配偶者の賃金格差や労働所得の格差は拡大しているが、他の世帯員の収入の減少や社会保険料の負担が重たくなることにより、世帯でみた可処分所得の格差拡大が相殺されていたといえよう。

参考文献

英文

- Abe, Yukiko, and Akiko S. Oishi, 2007, "The Role of Married Women's Labor Supply on Family Earnings Distribution in Japan", *Journal of Income Distribution*, 16-3, pp.109-26.
- Burtless, Gary, 1999, "Effects of Growing Wage Disparities and Changing Family Composition on the U.S. Income Distribution" *European Economic Review*, 43-4/6, pp.853-65.
- Cancian, Maria, and Deborah Reed, 1998, "Assessing the Effects of Wives' Earnings on Family Income Inequality", *Review of Economics and Statistics*, 80-1, pp.73-9.
- Fields, Gary S., 1979, "Income Inequality in Urban Colombia: A Decomposition Analysis", *Review of Income & Wealth*, 25-3, pp.327-41.
- Jenkins, Stephen P., 1991, "The Measurement of Income Inequality" *Economic Inequality and Poverty: International Perspectives*, Lars Osberg ed, Routledge.
- Jenkins, Stephen P, 1995, "Accounting for Inequality Trends: Decomposition Analyses for the UK, 1971-86", *Economica*, 62-245, pp.29-63.
- Kambayashi, Ryo, Kawaguchi, Daiji, and Yokoyama, Izumi, 2008, " Wage distribution in Japan, 1989–2003", *Canadian Journal of Economics/Revue canadienne d'économique*, 41(4), 1329-1350.
- Lerman, Robert I., and Shlomo Yitzhaki, 1989, "Improving the Accuracy of Estimates of Gini Coefficients", *Journal of Econometrics*, 42-1, pp. 43-47.
- , 1985, "Income Inequality Effects by Income Source: A New Approach and Applications to the United States", *Review of Economics and Statistics*, 67- 1, pp. 151-6.
- Mookherjee, Dilip, and Anthony F. Shorrocks, 1982, "A Decomposition Analysis of the Trend in UK Income Inequality", *Economic Journal*, 92-368, pp. 886-902.
- Miyazaki, Takeshi and Kitamura, Yukinobu, 2016, "Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009" *FinanzArchiv/Public Finance Analysis*, 72, pp. 334-368.
- Yamada, Atsuhiko, 2007, "Income Distribution of People of Retirement Age in Japan", *Journal of Income Distribution*, 16-3/4, pp. 31-54.
- Shorrocks, Anthony F, 1982, "Inequality Decomposition by Factor Components", *Econometrica*, 50-1, pp. 193-211.
- , 1983, "The Impact of Income Components on the Distribution of Family Incomes", *Quarterly Journal of Economics*, 98-2, pp. 311-26.

—, 1984, "Inequality Decomposition by Population Subgroups", *Econometrica*, 52-6, pp. 1369-85.

和文

安部由紀子・大石亜希子(2006)「妻の所得が世帯所得の及ぼす影響」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編, 『日本の所得分配—格差拡大と政策の役割』, 東京大学出版会。

跡田直澄・橘木俊詔,(1985)「所得源泉別にみた所得分配の不平等度」, 『季刊社会保障研究』, 第20巻第3号。

舟岡史雄(2001)「日本の所得格差についての検討」『経済研究』第52巻第2号。

浜田浩児(2007)「夫婦所得の世帯間格差に対する妻の所得の寄与度」『生活経済学研究』第25号。

川出真清(2016)「経済格差と税・社会保障負担に関するマイクロ・シミュレーション」『フィナンシャル・レビュー』第127号

北村行伸・宮崎毅(2013)『税制改革のミクロ実証分析』岩波書店

小原美紀(2001)「専業主婦は裕福な家庭の象徴か?—妻の就業と所得不平等に税制が与える影響—」『日本労働研究雑誌』第493号

小島克久(2001)「高齢者の所得格差」『人口学研究』第29号。

松浦克己(1993)「世帯主の定期外収入・同居世帯員収入の所得分配に与える影響—勤労者世帯所得の不平等要因分解—」『日本労働研究雑誌』第407号。

茂木優寿(1999)「年齢構成,世帯人員構成の変化が世帯の所得及び消費格差に与える影響:1984-1994」『郵政研究所月報』No.129。

森剛志(2002)「夫婦間の所得の組み合わせの変化が所得格差に与える影響」, 『大原社会問題研究所雑誌』, 第524号。

西崎文平・山田泰・安藤栄祐(1998)『日本の所得格差:国際比較の視点から』経済企画庁経済研究所。

大野太郎・中澤正彦・松田和也・菊田和晃・増田知子(2014)「家計の税・保険料負担」『フィナンシャル・レビュー』第118号

太田清(2005)「フリーターの増加と労働所得格差の拡大」, 『ESRI Discussion Paper Series』(内閣府社会経済研究所), No.140。

太田清(2006)「非正規雇用と労働所得格差」, 『日本労働研究雑誌』第557巻。

大竹文雄(1994)「1980年代の所得・資産分配」『The Economic Studies Quarterly』No.480。

—(2005)『日本の不平等—格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社。

大竹文雄・齊藤誠(1996)「人口高齢化と消費の不平等」『日本経済研究』第33巻。

—(1999)「所得不平等化の背景とその政策的含意—年齢階層内効果,年齢階層間効果,人口高齢化効果—」『季刊社会保障研究』第35巻第1号。

大竹文雄・小原美紀(2010)「所得格差」樋口美雄編『労働市場と所得分配』, 慶應義塾大学出版会。

- 小塩隆士 (2006) 「所得格差の推移と再分配政策の効果：『所得再分配調査』からみた 1980-90 年代の日本」小塩隆士、田近栄治、府川哲夫編『日本の所得分配—格差拡大と政策の役割』東京大学出版会。
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2008) 「2008 年前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』第 44 巻第 3 号
- 四方理人(2009) 「所得格差拡大は「みせかけ」か？—所得格差の所得源泉別寄与度分解 (1994-2004 年)」『社会政策研究』第 9 号
- (2013) 「家族・就労の変化と所得格差—本人年齢別所得格差の寄与度分解—」『季刊社会保障研究』第 49 巻第 3 号
- 四方理人・田中聡一郎(2015) 「高齢者の所得格差と低所得問題」西村淳編著『雇用の変容と公的年金』東洋経済新報社。
- 白石浩介 (2010a) 「給付つき税額控除による所得保障」『会計検査研究』第 42 巻
- 白石浩介 (2010b) 「家計における消費税の負担水準」『税研』第 26 巻第 3 号
- 高山憲之 (2010) 『年金と子ども手当』岩波書店
- 田近栄治・八塩裕之(2006) 「税制を通じた所得再分配」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫『日本の所得分配—格差拡大と政策の役割』東京大学出版会
- 田近栄治・八塩裕之(2008) 「所得税改革」『季刊社会保障研究』第 44 巻第 3 号
- 土居丈朗 (2010) 「子ども手当導入に伴う家計への影響分析」『経済研究』第 61 巻第 2 号
- 土居丈朗 (2016) 「所得税の税額控除新設試案に関するマイクロ・シミュレーション」『三田学会雑誌』第 109 巻第 1 号
- 土居丈朗 (2017) 「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響」『経済研究』第 68 巻第 2 号
- 橘木俊詔・八木匡(1994) 「所得分配の現状と最近の推移—帰属家賃と株式のキャピタル・ゲイン」石川経夫編著『日本の所得格差と富の分配』東京大学出版会。
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 田中聡一郎・四方理人 (2012) 「マイクロシミュレーションによる税・社会保険料の推計」『ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ』第 25 号。
- 田中聡一郎・四方理人・駒村康平 (2013) 「高齢者の税・社会保障負担の分析—『全国消費実態調査』の個票データを用いて—」『フィナンシャル・レビュー』第 115 号。
- 上村敏之・足立泰美 (2015) 「所得課税と社会保険料の再分配効果」『税と社会保障負担の経済分析』日本経済評論社
- 山田篤裕 (2002) 「引退期所得格差の OECD9 カ国における動向, 1985-95 年—社会保障資源配分の変化および高齢化, 世帯・所得構成変化の影響—」『季刊社会保障研究』第 38 巻第 3 号。
- 山口雅生(2014) 「所得格差拡大の要因：人口の高齢化の再検討」『経済研究』第 65 巻第 1 号
- 八塩裕之・長谷川裕一 (2009) 「わが国家計の消費税負担の実態について」『経済分析』第 182 号

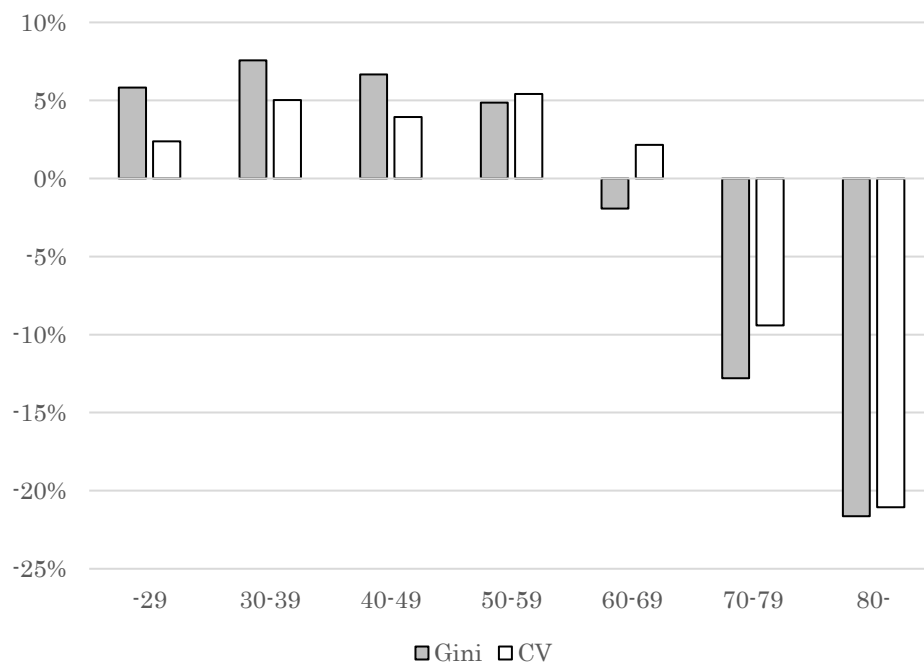
表1 各指標による所得格差の推移：二人以上世帯における等価可処分所得

	1994	1999	2004	2009	1994-2009
ジニ係数	0.261	0.263	0.272	0.271	3.7%
変動係数	0.522	0.523	0.563	0.548	5.0%

注：等価可処分所得は、世帯の年間収入から税、社会保険料を控除し、世帯人員数の平方根で除して算出される。なお、個人単位のウェイトを用いている。

出所：『全国消費実態調査』より筆者推計

図1 1994年から2009年にかけての各指標の世帯主年齢別変化率(%)
：二人以上世帯における等価可処分所得



注：表1と同じ。

出所：『全国消費実態調査』より筆者推計

表 2 世帯主年齢 59 歳以下の世帯における各所得源の割合(等価総所得=1)

	就労収入			資産収入	現金給付、仕送り他		所得課税	社会保険料
	世帯主	配偶者	他の世帯員					
1994	0.754	0.114	0.069	0.023	0.041	-0.082	-0.085	
1999	0.755	0.120	0.062	0.023	0.041	-0.070	-0.100	
2004	0.758	0.126	0.054	0.025	0.037	-0.067	-0.113	
2009	0.760	0.133	0.047	0.022	0.038	-0.076	-0.120	

注：二人以上世帯を対象とし、各所得源は世帯人員数の平方根で割ることで等価化している。

出所：『全国消費実態調査』より筆者推計

表 3 世帯主年齢 59 歳以下の世帯における所得格差の各所得源による寄与度分解

変動 係数	寄与度							
	世帯主	就労収入			資産収入	現金給付、仕送り他	所得課税	社会保険料
		配偶者	他の世帯員					
1994	0.491	0.397	0.108	0.078	0.058	0.037	-0.151	-0.035
1999	0.497	0.377	0.126	0.069	0.061	0.034	-0.125	-0.044
2004	0.505	0.394	0.132	0.061	0.084	0.019	-0.130	-0.055
2009	0.505	0.424	0.150	0.053	0.058	0.018	-0.134	-0.064
94-99	1.1%	-4.1%	3.6%	-1.9%	0.6%	-0.7%	5.4%	-1.8%
99-04	1.6%	3.5%	1.2%	-1.6%	4.8%	-3.1%	-1.0%	-2.2%
04-09	0.2%	6.0%	3.5%	-1.5%	-5.2%	-0.1%	-0.8%	-1.8%
94-09	2.9%	5.6%	8.5%	-5.1%	0.1%	-3.9%	3.6%	-5.9%

注：上段は寄与度 ($S_f = s_f CV = \rho_f \lambda_f CV_f$) を示している。

下段は、寄与度の変化分を基準年の変動係数で割ったものである。

$$\% \Delta CV \equiv 100 \Delta CV / CV(t) = 100 \sum_f \Delta S_f / CV(t)$$

なお、二人以上世帯を対象とし、各所得源は世帯人員数の平方根で割ることで等価化している。

出所：『全国消費実態調査』より筆者推計

表 4 世帯主年齢別 1994 年から 2009 年における所得格差の各所得源による寄与度分解

世帯主 年齢	変動 係数	寄与度						
		就労収入			資産収入	現金給付、 仕送り他	所得課 税	社会 保険料
		世帯主	配偶者	他の世帯員				
-29	2.2%	11.3%	15.0%	2.0%	-18.1%	-3.5%	2.0%	-6.5%
30-39	5.0%	10.8%	8.0%	-0.5%	-3.8%	-9.0%	5.8%	-6.2%
40-49	3.9%	8.3%	8.0%	-5.3%	3.2%	-7.1%	3.4%	-6.5%
50-59	5.0%	1.6%	11.3%	-3.5%	-1.5%	-1.5%	4.8%	-6.0%

注：寄与度の変化分を基準年の変動係数で割ったものである。

$$\% \Delta CV \equiv 100 \Delta CV / CV(t) = 100 \sum_f \Delta S_f / CV(t)$$

出所：『全国消費実態調査』より筆者推計